

ニュース

全関労

2023年
7月5日
VOL. 50
No. 6

東京都台東区小島1-8-7

Zenkan1972@yahoo.co.jp TEL 03(3866)3433

全関東単一労働組合本部

岸田政権の「新しい資本主義」と対決し

「三位一体の労働市場改革」打ち砕け

雇用の流動化―解雇自由を阻止しよう

岸田政権は6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針）を閣議決定した。6月初めに示した「新しい資本主義実行計画2023改訂版」を受けたものだ。骨太の方針において、「新しい資本主義」の中心的政策として『リ・スキニングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働力移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、…これにより構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく』としている。「三位一体の労働市場改革」なるものは、「生産性向上」を至上目的とし、

企業に独占資本の利益（利潤）を最大化するためである。それがもたらすものは労働者間の競争激化と分断、賃金切り下げと抑制、雇用の不安定化をもたらす以外の何物でもない。そして「構造的賃上げ」は政府・日銀が推進するインフレ政策を正当化するものだ。賃上げは物価上昇に満たず、構造的賃上げ対象は大企業正規職であり非正規労働者を除外し差別を固定化するものだ。労働者・労働組合の総力をあげ、「新しい資本主義」―「三位一体の労働市場改革」と対決し、ぶつつぶそう。

「学び」を強制する

リ・スキングをゆるすな

従来、「リ・スキング」は労働者民衆が自らの人生を豊かにするための「自己学習」であって自発的なものとされてきた。ところが岸田政権は、それを企業において要求されるスキル獲得と結び付けたうえで、『労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である』（以下『内は骨太の方針からの引用』）と言い放っている。資本の求めるスキルを身に付け、自己責任で離職・転職しろ、と言うのだ。こんなふざけたことが許されるだろうか。

さらにそのために『雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う』としている。雇用調整助成金は出向、休業、教育訓練の形態で雇用調整を行う費用を助成する制度だが、それが継続すれば『円滑な労働力移動を阻害する』ので見直すとして述べている。要するに、雇用維持のために雇用調整助成金を使わず、スキル獲得―首切り促進に使うというのだ。

ジョブ型雇用を推進する

日本型職務給導入反対

政府・独占資本は「多様な働き方」として、職務（ジョブ）の内容を明確に定義したうえで労働者を採用し労働時間では

なく仕事の成果で評価する欧米型の「ジョブ型雇用」の普及・拡大を推し進めてきた。岸田政権は、ジョブ型雇用を「日本型職務給」と位置付けて導入を急いでいる。

現在、ジョブ型雇用を採用している日本企業は日立、富士通、カゴメ、資生堂、パナソニック、三菱などに拡大している。岸田政権は『職務給（ジョブ型人事）』と位置付け、職務給と人事を一体のものとしている。「ジョブ型雇用」は採用時に「内容を明確に定義」した職務（ジョブ）がなくなる、または成果が上がらなければ解雇となることを条件に雇用契約を締結するものである。「ジョブ型雇用」は企業に解雇自由を与える制度であり、導入・拡大に断固反対しよう。

離職・転職＝首切りを促進する

「労働力移動の円滑化」阻止しよう

岸田政権は、「成長分野への労働力移動の円滑化」のために、雇用保険（失業給付制度）の見直しを図っている。

現在、自己都合で離職する場合は、失業給付の待機期間が2か月ないし3か月になっているのを会社都合と同等に短縮し、離職しやすくなるというのである。さらに退職金課税について、『勤続20年を境に、1年当たりの控除額が40万円から70万円に増額されるところ、これが自らの選択による労働移動の円滑化を阻害している』として税制の見直し（控除額減額）をするとしている。さらに、企業の退職金支給規程による会社都合と自己都合の異なる扱いの見直しも必要であり、その扱いを例示している厚労省の「モデル就業規則」

を改定するというのだ。退職課税における控除額の減額は退職金（手取り）の大幅な減額になり、とりわけ勤続年数が高くなる40代〜50代の労働者に著しい経済的不利益をもたらす。退職金制度解体に手を付けてきたのだ。

解雇・首切り自由を許さないぞ

岸田政権は、日本の賃金水準の低迷（1991年から2021年で1・05倍）の原因が、『企業は人に十分に投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた』としたうえで、『この問題の背景には、年功賃金制度等の戦後に形成された雇用システムがある』と決めつけ、自らの責任を企業と労働者に転嫁している。

しかし、日本の賃金水準の低迷が、今や全労働者の4割にも上る非正規労働者の存在によるものであることは明々白々だ。その一方で、企業―独占資本は莫大な内部留保をため込み、その額は今や500兆円を超えている。独占資本の要請を受け、低賃金・無権利・雇用不安定の非正規労働者を拡大してきたのは他ならぬ歴代の自民党政権なのだ。

その自公・岸田政権は年功賃金制度をやり玉にあげて、「労働力移動の円滑化」⇨解雇自由をもって、さらなる独占資本の利益・利潤を上げようとしているのが「三位一体の労働市場改革」だ。今回、金銭解雇の法制化には触れていないが断念したわけではない。次のステップでの法制化を目論んでおり、断固反対しよう。徹頭徹尾反労働者的な岸田政権の「新しい資本主義」・「三位一体の労働市場改革」を打ち砕こう。

学習サポーター不採用

損害賠償請求裁判に傍聴参加を

3回口頭弁論7月20日（木）

（千葉地裁松戸支部 506法廷）

原告・吉田晃（千葉学校労働者合同組合）

5月22日、私が原告の学習サポーター不採用損害賠償訴訟の第2回の口頭弁論が、千葉地裁・松戸支部で行われた。

今回の法廷から、こちらが希望した合議制による裁判に移行した。傍聴人の多さから、慎重に審理しなければならぬと裁判所が判断したからだろう。支援者のおかげだ！

被告（千葉県）が、訴状への反論になる準備書面を出したが、裁判長から「具体的な反論がなく、もっと具体的な反論を書くように」と要請され、被告弁護士はそれを受け入れた。

こちらの丁寧な追及に、裁判所として、被告のいい加減な文書では審理できないと判断したのだろう。

次回の第3回口頭弁論は、7月20日（木）午後4時から506号法廷となった。傍聴希望者は、午後3時半までに裁判所（松戸支部）5階ロビーに集合してください。

裁判所は松戸駅東口から、イトーヨーカドーの5階出口を通過して徒歩10分です。傍聴よろしくおねがいします。



『戦争と税金』

7. 23学習会に参加を

岸田政権の大軍拡・大増税ゆるすな

組合員および友人の皆さん。

岸田政権は、国会での論議もなく、軍事費倍増の大軍拡を決定し、先の国会では、その財源などを確保する法案を野党の反対を押し切って成立させました。私たちはこの暴挙を断じて容認することはできません。

しかも、その法案において、増税をするものの実施時期を明記せずに先送りをしています。これは今秋にも取りざたされている衆院解散―総選挙を見越したものに他なりません。

岸田政権が選挙で勝利した暁には大増税が押し寄せてくることは明らかです。それと同時に憲法改悪を具体的な日程に上らせようとしています。大軍拡・大増税・改憲・戦争は一体のものであり、それとの闘いは急務です。その取り組みの一環として下記の通り、学習会を開催します。皆さんの参加をお待ちしています。

日時：2023年7月23日（日）

午後1時30分～5時

*** 資料は用意します**

会場：スペース全関東（組合事務所 2F）

JR/御徒町駅 日比谷線/仲御徒町駅

大江戸線/新御徒町駅 徒歩10分